

へき地保育所の認可保育所等への移行について

1 これまでの経過

- 国は、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、認可外保育施設であるへき地保育所への運営費補助を廃止しています。認可保育所等への移行を促す特例給付制度を創設しています。
- 本市では、農村部の 6 か所のへき地保育所について、今後、認可保育所等への移行により、安定的な運営等を図るため、平成 28 年度から特例給付制度を導入しています。

2 認可保育所等への移行の目的

- 国や道の財政支援による保育の安定的供給（表 1）
- 認可保育所等の設備・運営基準を満たすことによる保育の質の向上（表 2）

表 1 認可外保育所と認可保育所等の収支比較

（単位：千円）

項目		平成 27 決算	平成 28 予算	増 △ 減	備考
歳入①	国・道	0	89,292	89,292	特例給付制度移行による増
	保育料	26,525	23,297	△3,228	入所児童の減少等による減
	小計	26,525	112,589	86,064	
歳出②	保育経費	185,474	254,067	68,593	処遇改善の実施等による増
	小計	185,474	254,067	68,593	
市負担(①-②)		158,949	141,478	△17,471	

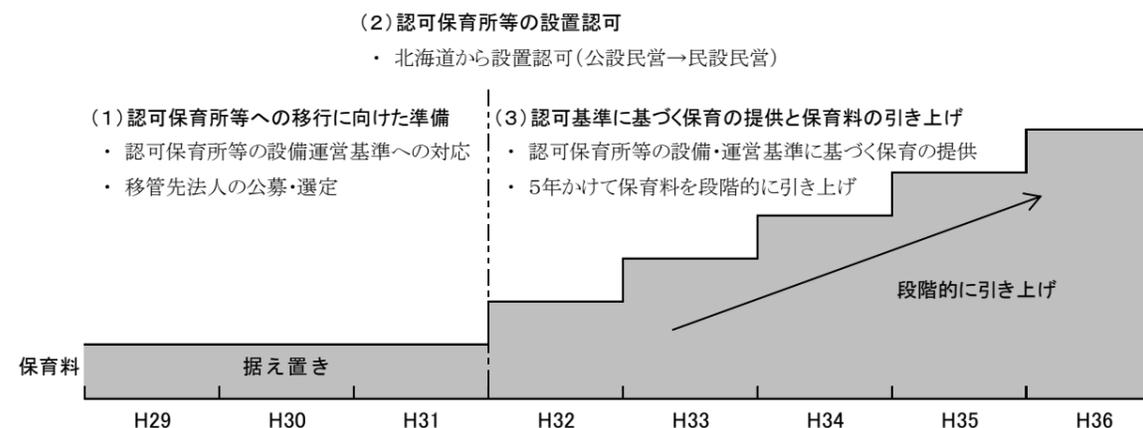
表 2 へき地保育所と市街地の認可保育所の比較

項目	へき地保育所(認可外保育施設)	市街地の認可保育所
対象児童	満 1 歳 ~	生後 57 日 ~
開所時間	7:45 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00
乳児保育の実施	未実施	実施(一部施設を除く)
延長保育の実施	未実施	実施(18:00 ~ 19:00)
給食の実施	未実施(ことぶき保育所では実施)	実施
保育料 ※ 所得により変動	0 ~ 9,300 円 (ことぶき保育所は 12,300 円が上限)	3 歳未満児 : 0 ~ 91,400 円 3 歳以上児 : 0 ~ 44,400 円

3 認可保育所等への移行の進め方

- (1) 認可保育所等への移行に向けた準備（平成 29 ~ 31 年度）
 - 市は、へき地保育所が認可保育所等の設備・運営基準（認可基準）を満たせるよう、必要な施設整備を行います。
 - また、移管先法人を公募・選定し施設を移管します。（建物の無償譲渡、土地の無償貸与等）
- (2) 認可保育所等の設置認可（平成 31 年度末）
 - 移管先法人は、北海道から認可保育所等の設置認可を受けます。（公設民営→民設民営）
- (3) 認可基準に基づく保育の提供と保育料の引き上げ（平成 32 年度～）
 - 移管先法人は、認可保育所等の設備・運営基準に基づく保育を提供します。
 - 市は、平成 32 年度から 5 年かけて、保育料を認可保育所の水準まで段階的に引き上げます。

図 1 認可保育所等への移行の進め方



4 地域・保護者向けアンケート調査

- 移行後のサービス内容等の参考にするために、地域・保護者向けにアンケート調査を実施します。
 - ・ 乳児保育・延長保育などの利用希望
 - ・ 教育目的（認定こども園）の利用希望
 - ・ その他、保育内容や施設に対する希望 など

5 今年度のスケジュール

- 平成 28 年 12 月 地域・保護者向けアンケート調査
- 平成 29 年 2 月 地域・保護者説明会
- // // 厚生委員会での報告